

使用責任者の職務と内容等

島根県立学校体育施設開放要綱第7条の規定に基づき、以下使用責任者の職務と内容等に関する基本的事項を定める。

使用責任者は、施設を使用するに当たっては、次の事項を履行するとともに、使用者を指導統括し、開放に伴う一切の責任を負うものとする。

- 1 学校に登録申請書を提出すること。
- 2 学校に使用申請書を提出すること。
- 3 使用に当たっては、使用許可書を持参すること。
- 4 使用日時の変更が生じた場合は、速やかに当該学校長あて連絡すること。
- 5 施設の開錠、施錠及び管理の引継ぎについての責任を持ち、その方法については、当該学校長の定める規定に従うこと。
- 6 開放施設設備の維持管理にあたること。
- 7 使用中に事故及び火災が発生しないよう十分注意すること。
- 8 運動場に車を乗り入れたり、所定の駐車場所以外に駐車しないよう注意すること。
- 9 マナー等について特に留意し、他人に迷惑をかけたりしないこと。
- 10 施設用具等の全部又は一部を滅失又はき損した場合は、直ちに施設用具破損届を当該学校長に提出するとともに、それによって生じた損害を当該学校長の指示に従って賠償すること。
- 11 使用中に重大な事故が発生したときは、直ちに当該学校長に連絡するとともに、事故発生状況報告書を提出すること。
- 12 使用后、施設用具の点検をするとともに原形に復し、速やかに使用報告書を提出すること。
- 13 その他当該学校長の指示に従うこと。